

# 『御遊部類記』の成立と綾小路敦有

## A study of “Gyoyu-Buruiki”

文学研究科人文学専攻博士後期課程在学

渡 辺 あゆみ

Ayumi Watanabe

### はじめに

日本中世の楽の家において、芸の伝承の一助として多くの楽書が作成された。とりわけ郢曲の家である綾小路家においては多くの楽書が編まれ、それらは現在の雅楽研究においても重要な史料となっている。綾小路家の中でも特に多くの書物を遺したのが綾小路敦有(一三二三—一四〇〇)であるが、彼の著作の一つに『御遊部類記』<sup>(1)</sup>という小著がある。御遊とは天皇や院が主催する管絃会であるが、その性格は平安中期から院政期にかけて徐々に変遷し、中世では一貫して政治的影響を濃厚に受けていた<sup>(2)</sup>。本書は室町時代に編まれた書であり、岩橋小弥太氏による考証の概略は以下の通りである<sup>(3)</sup>。

全一卷から成り、「敦有卿記」と副題する伝本が多い。作者である綾小路敦有は、家業中興のため自ら父祖の日記『都黄御記』(『有資卿記』)・『親幸御記』(『有頼卿記』)を中心に、大江匡房の『江記』から自分の日記(愚記と称して応永六年・一三九九まで)に至る範囲の記録より先例を勘出した『殿上燕酔部類』(応永六年成立)<sup>(4)</sup>のほか、『神楽血脈』・『和琴血脈』・『郢曲相承次第』<sup>(5)</sup>など、多くの著作を遺している。本書も、自らの日記より抄出したと考えられる。

本文中の年紀の下限は貞治六年(一三六七)三月であるが、その註は「予取<sub>レ</sub>之伝<sub>ニ</sub>此朝臣<sub>一</sub>也」などと敦有自筆のものが主であるように見え、「後光厳院」の崩御のあった応安七年(一三七四)以後の成立であると推察されている。

群書類従本は奥書もないが、完成会本では帝国(上野)図書館本(塙氏校合本)をもって再校したと校訂識語がある。諸本には上野図書館本のほか、宮内庁書陵部所蔵の柳原本一冊(柳原紀光が家人に書写させた江戸時代の写本)と、静嘉堂文庫所蔵の写本とが存する。静嘉堂文庫本は枡型本で、書状掛紙や消息断簡などの紙背に写してあり、奥に「長享元年(一四八七)十一月廿四日 以<sub>ニ</sub>楽林軒本<sub>一</sub>写<sub>レ</sub>了之 按察使 藤原(花押)」と見えるが、署名の按察使藤原とは甘露寺親長のことである。この本の本文は続類従本に比して多少の出入もあり、校合に役立つものである。以上が岩橋氏による指摘である。

本書は小著であるためか、史料として特に注目されることもなく、敦有の数ある著作のうちの一つとしての認識しかされていないのが現状である<sup>(6)</sup>。よって、岩橋氏の指摘を超える考証がなされない

まま今日に至っている。本稿では今まで考察されてこなかった、『御遊部類記』成立の背景について探っていきたい。本書の書物史的な面を明らかにすることによって、当時の綾小路家の芸の伝承システムの一端を明らかにすることが可能となるであろう。

## I. 『御遊部類記』の構成と敦有の日記

本書の内容は敦有の日記から元弘四(建武元)年正月二十八日禁裏御遊始、暦応二年六月二十七日仙洞御会始、康永二年三月二十九日内裏御遊始、貞和二年十一月風雅和歌集寛宴、貞治二年三月一日禁裏御遊始の記を抄出して部類したものであり、奥に貞治六年二月十六日の御遊および三月二十七日の中殿御会御催の綸旨二通を添えてある。岩橋氏は本書の成立を応安七年以後であると推定しているが、先に掲載された五つの儀式に関してはいずれも所作人の名をはじめ詳細な情報が記されているにも関わらず、貞治六年の御遊に関しては綸旨を載せるのみであるので、これらの御遊が開催される前に本書が成立したと見る方が自然である。

『殿上燕酔部類』では「愚記」として応安六年までの自身の日記を使用していることから、敦有がこの頃までは確実に日記を記していたことが分かり、また貞治六年以降も御遊は度々行われている。そうであるにも関わらず、『御遊部類記』が貞治六年の年記で終了していることは不思議である。さらに、『御遊抄』<sup>7)</sup>等を参照すると、元弘四年から貞治六年の間に御遊は二十九回行われており、『御遊部類記』に抄出された七件以外にも度々御遊が開催されていたことが分かる。これらの点に関しては考察の余地があろう。

本章では、『御遊部類記』中のそれぞれの記事の人名表記に注目し、成立の上限もしくは下限を設定することが可能かどうかを検討していくことにする。

本書は以下の記事から始まる。

御遊事

元弘四年正月廿八日。禁裏御遊始<sup>天統之後</sup>有<sub>初度</sub>之。

以仁寿殿西面<sup>講定所</sup>為其所。先披講詩哥之後有御遊。奉行範圍。公卿直衣。下括。殿上人束帶。縫腋不帶劔<sub>筋</sub>如恒。殿上五位置樂器。役送無人之間。依仰予取箏置内府前。

右手伏。左手仰拘<sub>等腹</sub>。如我<sub>持</sub>之取直置也。之後。着大床座。圓座。事畢又取箏之後退去。

拍子。左衛門督實世。

付哥。予<sup>侍從</sup>。初度。年十三。

笛。中将教宗朝臣。

笙。權大納言公泰。

箏。前右衛門督兼高。

琵琶。御所作。権中納言公重。  
勘解由良官孝重朝臣。

箏。内大臣公賢公。

和琴。権大納言冬信。

呂。安名尊。鳥岐。唐田。  
鳥急。賀殿急。

律。万歳楽。青柳。  
三臺急。

楽器の所作人として列記されている人物について、『公卿補任』をもとに各人の官職を確認しておこう。左衛門督(洞院)實世はこの時二十七歳で、権中納言、左衛門督、修理大夫である。正月廿三日に春宮権大夫、十月九日に修理大夫を辞め、十二月十七日に大学頭となっている。権大納言(洞院)公泰はこの時三十歳で、前権中納言であったのが正月十三日に権中納言に還任、九月十四日には権大納言に任じられている。権中納言(西園寺)公重はこの時十八歳で、参議、左中將、土佐権守である。二月廿三日に権中納言に任じられ、十二月十七日に右兵衛督に任じられる。内大臣(洞院)公賢はこの時四十四歳で、内大臣である。九月九日に病のため内大臣を辞し、十二月十七日に式部卿となっている。権大納言(大炊御門)冬信はこの時二十六歳で、権中納言である。

権大納言と表記されている公泰はこの御遊の行われた段階では中納言の官職にあったことになる。よって、『御遊部類記』は敦有の日記から抄出したとされているが、単に日次記からそのまま抄出したわけではないということになる。他の記録を参照したのか、あるいは自身の記憶に頼って作成されたものであるのかを断定することはできないが、リアルタイムで作成された記事ではなく、別記として後に作成されたと考えられる。公泰は暦応三年十二月二十日に権大納言を辞している。冬信も当時は中納言であるが、建武四年七月十二日に権大納言となり、康永二年四月十日に大納言となっている。西園寺公重は当時参議であり、同年二月二十三日に権中納言となり、暦応元年十一月一日に権大納言になっている。三人が皆『御遊部類記』に表記されている官職にいた時期は建武四(延元二)年七月十二日から暦応元年十一月一日までの十七ヶ月の間である。このことから『御遊部類記』の元弘四年正月廿八日条はこの頃記された記事である可能性が高い。ただし、洞院公賢は建武二年二月十六日に右大臣となっており、建武四年六月九日に辞意を表して同年七月三日に右大臣を辞しているので、この期間は「前右大臣」である。よって、公泰、冬信、公重、公賢の四人全員が『御遊部類記』に表記されている官職に同時に就いていた時期はないということになるが、本記事が日次記ではなく別記として後に作成されたものであるならばこのようなことは起こり得るであろう。公賢のみが例外的に旧官職で表記されているのか、他にも旧官職で表記されている人物がいるのか、判定できない以上、暦応元年を下限とすることはできないが、少なくとも建武四年以降に成った記事であることは確かであろう。

本記事のような人名表記における官職の時差は他の記事ではみられない。また、本記事に比べ、その後の記事は式次第や敦有の所見がかなり詳細に記されており、日次記に近い形で記録されていた

と考えられる。以上のことから、敦有は建武四(延元二)年から暦応二年の間(十六歳から十八歳)に自身で記録をつけ始めるようになった可能性が指摘できる。年齢的にも妥当であろう。建武四年といえ、前年に建武の新政が破綻し、南北朝が成立したばかりの時期である。北朝では建武三年八月十五日に光明天皇が即位し、光厳院政が開始されているが、大嘗会が延期となる<sup>(8)</sup>など、公事は停滞を余儀なくされていた。そうした中で家業存続のための手段として筆を取り始めたのではないか。

別の記事に移ろう。以下は、風雅和歌集の竟宴の際に行われた御遊に関する記事である。

貞和二年十一月九日。風雅竟宴也。執權大納言經先出御。公卿着<sub>レ</sub>大床座。次置<sub>レ</sub>文臺并御手筥。集賦入次被<sub>レ</sub>講撰集。読師前左大臣。講師宰相中將忠季。次人々置<sub>レ</sub>和歌。読師前左大臣。召<sub>レ</sub>為明朝臣。為<sub>レ</sub>講師。次講<sub>レ</sub>御製。読師関白。講師民部卿為定卿。次非<sub>レ</sub>伶人。公卿各起座退出。先賦文臺但関白不<sub>レ</sub>退給。次氏忠実守等卿并兼親朝臣着座。次院司長頭朝臣持<sub>レ</sub>參御比巴。前左府取<sub>レ</sub>之被<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>御前。次御笛筥以下置<sub>レ</sub>之。次兼親朝臣着座。御遊儀如<sub>レ</sub>恒。事畢入御。次公卿退出。

拍子。大納言実守。

笛。春宮大夫実夏。

笙。前大納言公泰。

篳篥。中將兼親朝臣。

比巴。御所作。大納言公重。

箏。前左大臣公賢公。三位局。一条局。公藤卿女。今日哥人也。

和琴。前大納言氏忠。

呂。安名尊。鳥破。席田。鳥急。

律。万歳楽。伊勢海。三臺急。

撰集竟宴御遊。新古今続古今両度也。皆無<sub>レ</sub>付哥。仍今度無<sub>レ</sub>其人。歟。

(以下七行據一本補之。)

去夜有<sub>レ</sub>御習禮。

拍子。予。

笙。豊原信秋。

笛。春宮大夫少将公興。景茂。

篳篥。兼親朝臣。

比巴。御所作。竹林院大納言。

箏。簾中。

竟宴

関白前左大臣。公賢内大臣。公清冷泉前大納言。公泰。竹林院大納言。公重。勸修寺前大納言。経頭。

日野大納言。資明。新大納言。公蔭。民部卿。為定。二条前中納言。雅季。春宮大夫。實夏。宰相中將。忠季。九条侍從三位。<sup>高イ</sup>為基。為明朝臣。為忠朝臣。隆清朝臣。為秀朝臣。講師為明朝臣。読師前左大臣。御製講師民部卿。読師関白。

風雅和歌集は花園上皇のもと光厳上皇によって親撰された第十七勅撰集であり、正親町公蔭・藤原為基・冷泉為秀らが寄人を勤めた。竟宴とは勅撰和歌集の撰述が終わったときなどに、宴を設け諸臣にその書にちなむ詩歌を詠ませ、禄を与えるものである。新古今和歌集と続古今和歌集の撰集竟宴の際に行われた御遊はどちらも付歌がなかったため、今回もないのであろうかと記されている。

竟宴に参加した主な人物を『公卿補任』で確認していこう。洞院公賢はこの時五十六歳、六月十一日に左大臣を辞している。徳大寺公清はこの時三十五歳で、二月十八日に大納言から内大臣に進んでおり、右大将であったが十月十六日に辞している。さらに貞和三年八月十六日に内大臣を辞している。西園寺公重はこの時三十歳で、二月十八日に権大納言から大納言になっている。洞院實守はこの時三十三歳で権大納言である。日野資明はこの時五十歳で、権大納言であったが十二月五日に辞している。正親町公蔭はこの時五十歳で、二月十八日に権中納言から権大納言へと進んだが、貞和三年九月十六日に辞している。二条為定は前権中納言、民部卿であったが、十二月五日に権大納言に任じられており、貞和三年十一月十六日に権大納言を辞している。洞院實夏はこの時三十二歳、権中納言、春宮大夫であるが、貞和三年九月十六日に権大納言に任じられている。正親町忠季はこの時二十五歳で、参議、従三位、左中將、備中権守であるが、貞和三年九月十六日に権中納言に任じられている。冷泉公泰は前権大納言、大炊御門氏忠は前権大納言、勸修寺経頭は前権大納言、二条雅孝は前権中納言、姉小路高基は貞和三年四月廿三日に従三位に叙せられ、二条為明は貞和三年正月五日に従三位に叙せられている。

官職の表記に元弘四年の記事のような大きな時差はみられない。ただし、「九条侍從三位。<sup>高イ</sup>為基。」とあるが、姉小路高基が従三位に叙されたのは翌貞和三年四月二十三日である。公清が貞和三年八月十六日に内大臣を辞するまではこの竟宴に参加した人々の官職に変化はないので、四月から八月の間に別記としてまとめられたものを母体としている可能性もある。

## II. 南北朝時代の綾小路家

ここで、再び元弘四年の記事に戻ろう。「天下一統之後初度」との注がある。元徳三年（一三三一）八月、倒幕計画の発覚（元弘の変）により後醍醐天皇が笠置山へ脱出すると、九月二十日に量仁親王が即位し（光厳天皇）、後伏見上皇が院政を行うようになる。後醍醐天皇が退位を拒否したことにより広義にはこの時代より南北朝時代と呼ばれることになるが、元弘三（正慶二）年（一三三三）、足利尊氏の軍が京都の六波羅探題を襲撃し、帰京した後醍醐天皇により光厳天皇が五月二十五日に廃位され

ている。その後行われたのがこの御遊である。

「付哥。<sup>侍從</sup>初度。年十三。」とあり、敦有にとってこれが御遊の所作人としての初めての場であったことが分かる。ここで、敦有の経歴と当時の綾小路家の状況について確認しておこう。敦有は参議正三位有頼の男であり、母は正四位下藤光久の女である。元弘四年に十三歳であることから元亨二年の生まれであることが分かる。嘉暦二年六月十六日に従五位上に叙され、同三年九月三十日侍從に任じられている。元徳元年十二月廿四日に正五位下、建武元年十二月十七日に従四位下、暦応二年正月五日に従四位上、同五年正月五日に正四位下に叙され、延文二年四月十五日に三十五歳で従三位として公卿に列している。延文四年八月十一日に参議、永和二年正月六日に従二位に昇り、康暦二年に出家して法名了禪と号し、応永七年二月に七十九歳で薨じた<sup>(9)</sup>。敦有の祖父信有は伏見天皇の郢曲の師、父有頼は後伏見・後醍醐天皇の郢曲の師であるが、信有は正中元年に六十七歳で死去し、さらに五年後の嘉暦四年には有頼が三十六歳(または三十五歳)で没しており、敦有はわずか八歳で有頼のあとを継ぎ綾小路家の当主となっている。なお、有頼には有時という兄がいたが、文保二年十一月に横死している<sup>(10)</sup>。

元弘四年、十三歳となった敦有がこの御遊に所作人として初登場するのであるが、信有・有時・有頼が御遊に初めて参加したのが二十歳前後であることを考えると、例外的な処遇であったといえる。頼りにすべき祖父も父も亡くした敦有が、十三歳にして宮廷社会で御遊の所作人という地位を得ることができたのは、なぜであろうか。そこで、以下の史料を見てみよう。

有頼卿事、返々不便々々、一流之衰微、歎而有<sub>レ</sub>餘、當道事、秘曲等留置之條、道之冥加也、授<sub>二</sub>賜敦有<sub>一</sub>條、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>、且以<sub>二</sub>此趣<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰含<sub>一</sub>歟、當道文書等、敦有相傳之條勿論歟、於<sub>レ</sub>事可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>天憐<sub>一</sub>者也、委細猶可<sub>レ</sub>仰事等有<sub>レ</sub>之、實世朝臣内々罷向之條可<sub>レ</sub>宜歟、今間可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>召進<sub>一</sub>也<sup>(11)</sup>

これは後醍醐天皇の自筆書状として現存する史料である。自身の郢曲の師である有頼の死を悼み、綾小路家の衰微を歎きつつ、有頼から秘曲等は既に授けられており秘曲断絶という事態に至らなかったことは「道之冥加」であると胸を撫で下ろしている。「一流之衰微、歎而有<sub>レ</sub>餘」とは単に有頼が三十代半ばで死去したことのみではなく、後醍醐天皇が即位してからおよそ十年の間に有時・信有・有頼という三人の人材を失った綾小路家の悲運を指しているのであろう。書面ではさらに、有頼から授けられた秘曲を敦有に伝授することや「當道文書等」を敦有が相伝することは当然であり、「委細猶可<sub>レ</sub>仰事等」があるため洞院実世を内々に綾小路家に差し向けるつもりなので実世を「可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>召進<sub>一</sub>」と続けている。内容から、嘉暦四年に有頼が没した直後に認められ、後醍醐天皇と同じく有頼の弟子である関係から洞院実世が使いとして指名され、実世の父で当時大納言であった洞院公賢に与えられたとみられている<sup>(12)</sup>。

この書状に関しては、「後醍醐が楽家の家業の相承にまで深く関与していたことが読み取れる」との豊永聡美氏の指摘がある<sup>(13)</sup>。敦有が初めて御遊の所作人となった元弘四年という年は、この御遊の翌日である正月二十九日に「建武」に改元され、同月に大内裏造営費用として二十分の一税が計画されるなど、朝廷政治の復権へ向けた政策が後醍醐天皇の手によって次々と施行されている時期である。豊永氏の指摘通り、頼りにすべき祖父も父も亡くした敦有が、十三歳という若さで御遊の所作人となることができたのも、この後醍醐天皇の強力な後ろ盾があったからこそである。

さらに、『御遊抄』「御産」の建武二年三月二十四日条に以下のような記事がある。

七夜。

拍子。敦有。

敦有所作為<sub>レ</sub>初度<sub>ニ</sub>之處。無<sub>レ</sub>違失<sub>ニ</sub>之間。翌日仰<sub>レ</sub>右大臣<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>ニ</sub>勸感之綸旨<sub>ニ</sub>。其詩云。匪<sub>ニ</sub>音無<sub>ニ</sub>其曲之失誤<sub>ニ</sub>。剩以添<sub>ニ</sub>其席<sub>ニ</sub>之優美。雅興有<sub>レ</sub>余。勸感不<sub>レ</sub>少云々。

敦有が初めての所作にもかかわらず非常にすばらしい出来であったため後醍醐が翌日に綸旨を下したのである。このような後醍醐の配慮によって敦有は御遊の所作人としての地位を確かなものにする事ができたといえる。

さて、後醍醐天皇の後ろ盾により郢曲の道を継ぐことのできた敦有であるが、時代は南北朝の動乱へと突き進んでいく。先程名のあがった洞院実世は、後醍醐天皇の側近としてはやくから倒幕運動に身を置き、建武新政下では要職にあり、その後も一貫して後醍醐天皇を支えた南朝の重鎮の一人として有名である。父公賢も建武新政下では重きをなしたが、朝廷分裂後は北朝に属した。洞院家は綾小路家と同じく郢曲を家業とする家であるが、南北朝期には南朝の実世、北朝の実夏というように分裂している。

では、綾小路家はどうかであったか。有資の女は伏見院女房堀川局となっており、信有の女も同じく伏見院女房按察局となっている<sup>(14)</sup>など、早い時期から持明院統との繋がりが確認される。しかし、両統迭立の初期段階において綾小路家は、有資が後深草・亀山・伏見三代の郢曲の御師であったのをはじめ、信有が伏見の郢曲の御師、有頼が後伏見・後醍醐の郢曲の御師となっているなど、大覚寺統・持明院統を問わず代々の天皇の「御師」としての重責を担っていた。両統迭立はあくまで天皇家内部の問題であって、家業の遂行という面からみればその対象がどちら側の天皇であるかということは大した問題ではないということであろう。このような姿勢は綾小路家に限ったことではなくこの時期の公家社会全体にみられる状況であろう。

しかし、朝廷が南北に完全に分裂した後は、状況が変わる。先程の書状では「授<sub>ニ</sub>賜敦有<sub>ニ</sub>條、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>子細<sub>ニ</sub>」と認められてはいるが、その後、周知の通り後醍醐天皇は吉野へ逃れることとなったため、実際に後醍醐天皇から敦有に秘曲等が授けられたかどうかは定かではない。『神楽血脈』によ

ると敦有は「又習<sub>レ</sub>多忠循<sub>ニ</sub>。於<sub>レ</sub>弓立曲<sub>ニ</sub>者受<sub>レ</sub>忠春説<sub>ニ</sub>」<sup>(15)</sup>とあり、父有頼から伝授していなかった曲に関しては地下楽家の多氏に習っていることが分かる。郢曲に関しても同様であろう。その後敦有は崇光院の「郢曲御師」となっており<sup>(15)</sup>、南北朝合一の後も綾小路家は伏見宮家の近臣として公家社会を生きることになる。

### Ⅲ. 『御遊部類記』 執筆の契機

敦有の生きた南北朝時代における綾小路家の動きを追ってきたが、ここで、他の楽家と綾小路家との交流に目を向けてみよう。敦有の著作には本書の他に、『神楽血脈』や『和琴血脈』がある。書名の通り、これらは神楽歌や和琴の師資相承を示した系図である。いずれも応永二十九年六月三日に敦有の自筆本より書写したとの奥書を有しているが、『神楽血脈』については、敦有の孫有俊(敦有没後に誕生)の代まで記されており、「敦有卿」「前中納言信俊」<sup>(16)</sup>「有俊」等の表記から、有俊によって書き足されていると考えられる。『神楽血脈』によると、敦有は有頼・後醍醐を神楽の師としているが、多忠循(忠氏)・忠春に弓立曲等を習っており、また弟成賢・男信俊のほか、洞院實守・崇光院を門弟としている。『和琴血脈』によると敦有は有頼・大炊御門氏忠を和琴の師としているが、洞院公賢にも習っており、また、信俊は敦有・崇光院・大炊御門信忠を師としている。

このように、綾小路家の芸は天皇家や他の堂上・地下楽家と重層的な師弟関係で結ばれている<sup>(17)</sup>。これは綾小路家に限ったことではなく、当時の芸の伝承は各家々の内側のみで完了していることはほとんどない。芸の相承は「楽の家」存続の重要な基盤ではあるが、独占的なものでない以上、絶対的な存立基盤にはならないといえる。複数の「楽の家」が並立する中で、絶対的な意味を成すのが故実の蓄積である。『御遊部類記』には演奏する曲の調子に関する問いに故実を引いて答えている様子が記された記事<sup>(18)</sup>や、「今度違例条々」として三か条が掲げられている記事<sup>(19)</sup>があり、敦有の芸に関する故実への執着が伺える。

本書が「芸の家」綾小路家における故実書としての役割を果たすために作成されたものであることは容易に想像できるが、教示の直接の相手として誰を想定していたのであろうか。それはつまり本書執筆の契機に関することであるが、貞治二年に行われた禁裏御遊始の記事を中心に考察してみよう。

未被<sub>レ</sub>行<sub>ニ</sub>中殿御会<sub>ニ</sub>当御代初度後光厳院

貞治二年三月一日。禁裏御遊始也。清暑堂辰宴之後。内々御遊度々雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之。於<sub>レ</sub>晴儀<sub>ニ</sub>者今年初度也。於<sub>レ</sub>禁裏<sub>ニ</sub>者未被<sub>レ</sub>行<sub>ニ</sub>中殿御会<sub>ニ</sub>之以前非<sub>レ</sub>晴儀<sub>ニ</sub>云々。然而於<sub>レ</sub>御遊<sub>ニ</sub>者必無<sub>レ</sub>差別<sub>ニ</sub>歟。公卿直衣衣冠。<sub>下括。</sub>或束帶。殿上人皆束帶也。去康永三年貞和二年皆如<sub>レ</sub>然也。於<sub>レ</sub>詩哥<sub>ニ</sub>者中殿以前内々儀也。應製臣上字不<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>之。又於<sub>レ</sub>仙洞<sub>ニ</sub>者晴御会始以前内々儀也。

今度儀。<sub>頭中將為遠朝臣奉<sub>レ</sub>行之。尋<sub>ニ</sub>門成賢朝臣<sub>ニ</sub>記之。予雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>誦責。依<sub>レ</sub>所勞<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>參。</sub>

御装束儀。以議定所為其所。北上二行。

先出御。為遠朝臣依召參進。奉仰召公卿。々々各相揖次第着座。左大将。端。以左方為上。前權大納言。與。右方。已下可准知也。次成賢朝臣同依召進着長押下。兼數頭座。次頭中將持參御笛管。跪左大将前候之。左大将指笏。取御笛管置御前。拔笏還着本座。次臣下笛管置之。左大将前置之。次比巴權大納言前置之。次下笛管。次第相傳。大理前笛之不殿上人。先之可下殿上人否。大理卿問成賢朝臣。成賢朝臣無所用之時不殿上人。故実之由也。此事兼而理成賢朝臣也。次御遊始。事畢後成賢朝臣起座退下。次召為遠朝臣。左大将進御前。取御笛管賜頭中將。々々々取之退下。左大将帰着本座。次臣下笛管傳上之。次撤比巴。次入御。次公卿起座。

拍子。中御門前宰相宗重。束帶。

付哥。綾小路中将成賢朝臣。束帶。

笛。左大将實夏。束帶直衣始以前也。三条中納言實音。直衣下括。晴御遊初度。

篳篥。中院前宰相中將親光。束帶。

笙。御所作。初度。別当隆家。晴儀。初度。衣冠下括。

比巴。前權大納言忠季。直衣下括。

箏。簾中一人。忠季御妹。号對御方。

和琴。無其仁。

呂。安名尊。鳥破。席田。鳥急。賀殿急。

律。万歳樂。伊賀海。五常樂急。

元和元(正平八)年、三上皇の拉致された北朝において治天の君や三種の神器の欠如という異例の状態で即位した後光厳天皇であるが、貞治二年に至ってようやく「禁裏御遊始」が行われた。ただし「内々御遊度々雖有之。於晴儀者今年初度也。」とあるので、非公式な御遊は度々開催されていたことが分かる。

一見して初度の人が多いことに気づくが、「晴儀。初度」等と注されているのでその中には内々の儀では所作の経験がある人物もいるのであろう。敦有は「所勞」のため参加していないが、弟成賢に故実を予め言い含めているなど、事前の準備を怠らずに雅楽界への影響力を発揮している。この記事は成賢への「尋問」をもとに書いており、自身が参加していないにも関わらず詳細を念入りに記しているのであるから、貞治六年の御遊以後に本書が成立したのであればこの御遊に関しても敦有の参加の有無に関わらず詳細が載せられているはずである。そうではない以上、貞治六年をもって故意に筆を擱いているとみていい。

『御遊部類記』攔筆の年である貞治六年は、敦有が四十六歳、敦有の男信俊が十三歳の年である。信俊は御遊に始めて参加するのが十六歳であるので<sup>(20)</sup>、この時はまだ御遊と直接的な関わりは持っていない。敦有は貞治二年三月一日の御遊は所勞のため不参加であったが、その後もあまり御遊に参加していない。一方、敦有の弟成賢は貞治五年に従三位に叙され公卿に列しており、信俊が一人前とな

るまでは成賢が綾小路家の代表として御遊に参加している。これらのことから、敦有は弟成賢への教示のために本書を作成したといえるのではないだろうか。当然、いずれは信俊や子孫への教示に使用することも視野に入れていたであろうが、貞治六年の綸旨で筆を擱くという一見不自然な構成も、自身のいわば名代として成賢を御遊に送る際、臨時的に作成した部類記であったからであると考えたと納得がいく。

また、最後の二通の綸旨も含め、『御遊部類記』に抄出された御遊は七つとも、『御遊抄』では「御会始」「臨時御会」「中殿御会」といった和歌会に関する項目に収められている。この点も、本書が貞治六年の和歌御会始の際に行われた御遊の準備のために作成されたことの裏づけとなる。

## おわりに

敦有が八歳で綾小路家を継ぎ、十一歳で御遊の所作人の地位を得、祖父や父のいない中で「楽の家」存亡の危機を乗り越えることが出来たのは後醍醐天皇という強力な後ろ盾があったからである。では、敦有が譲る側となった時の状況はどうであったか。

敦有は永和元年の後円融天皇の清暑堂御遊の際に拍子役として御遊に参加するなど、康永二年に五十九歳で出家するまでは雅楽界から完全に引退したわけではなかったようだが、貞治年間前後から御遊に参加する頻度が減っており、第一線を退いている様子が伺える。

『御遊部類記』は敦有に宛てられた御遊開催の綸旨を最後に添えているが、綸旨によって招集されているにも関わらず、敦有はこれらの御遊に参加していない<sup>(21)</sup>。よほど体調が優れなかったのであろうか。しかし後事を託そうにも嫡男信俊は「楽の家」を一身に背負うにはまだ幼い。敦有に代わって御遊に参加するようになったのが弟成賢であり、やがて成長した信俊がそれに加わるようになる。信俊が前面に出てくると、成賢は補佐的な存在として目立たなくなるため、綾小路家を語る際にも成賢はほとんど言及されることはない。しかし、成賢の存在があればこそ「楽の家」綾小路家には空白期間が生まれることなく雅楽界での影響力を存続させることができたのである。成賢は綾小路家の世代交代の際に重要な役割を果たしていたことが分かる。成賢への教示のために作成された『御遊部類記』は、嫡流間の世代交代の間隙を埋める役割を果たしていたのである。

## 註

<sup>(1)</sup> 『続群書類従』巻第五三二(第十九輯上)。

<sup>(2)</sup> 御遊の定義に関して、拙稿「平安期の史料にみられる「御遊」の概念」(『創価大学大学院紀要』三十、二〇〇八年)において、『御遊抄』における分類をもとにした定義づけによって御遊の概念に混乱が生じていることを指摘した。御遊は平安中期から院政期にかけて徐々に公的な性格を有するようになったが、言葉としての「御遊」の概念は院政期においてもなお、ある時は私的な遊興を指し、ある時は公的な儀式に付随する儀礼を指すなど、明確に定まっていない。またその一方で、院政期においては、「御遊」の中でも特に儀礼的な側面を持つものが同時

期の他の音楽行事とは異なる特殊な儀式として定着していたことも確かである。

- ③ 『群書解題』第十五卷(統群書類従完成会、一九六二年)。
- ④ 『統群書類従』巻第二五九(第二十輯下)。
- ⑤ いずれも『統群書類従』巻第五三二(第十九輯上)。
- ⑥ 綾小路家の書物に言及している主な論稿は以下の通りである。坂本麻実子「十五世紀の宮廷雅楽と綾小路有俊」(『東洋音楽研究』五一、一九八七年)。磯水絵「公家と地下楽家における音楽伝承」(『岩波講座日本の音楽・アジアの音楽 第四巻 伝承と記録』一九八八年)。石原比伊呂「鎌倉後期～室町期の綾小路家」(『日本歴史』七〇九、二〇〇七年)。池和田有紀「『郢曲相承次第』再考」(『書陵部紀要』六一、二〇一〇年)。拙稿「『御遊抄』の史料的性格」(『藝能史研究』一九三、二〇一一年)。同「『郢曲相承次第』成立の背景」(『日本歴史』七七〇、二〇一二年)。
- ⑦ 『統群書類従』巻第五三二(第十九輯上)。
- ⑧ 大嘗祭は通常、天皇の即位後、最初の十一月に行われるが、『延喜式』によると、天皇が八月以降に即位した場合は翌年十一月に行われるという。光明天皇の大嘗会は即位の二年後である暦応元年十一月に行われており、異例であったといえる。
- ⑨ 『公卿補任』。
- ⑩ 『御遊抄』の「清暑堂」の項目に所収されている文保二年十一月二十四日条に「兼日綾小路前宰相有時卿被<sub>レ</sub>催之處。今夜於<sub>二</sub>待賢門内<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>殺害<sub>二</sub>之間。故宰相殿可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御參<sub>一</sub>之由雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰下<sub>二</sub>。依<sub>二</sub>御悲歎<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>參給<sub>二</sub>。」とある。  
清暑堂御遊とは、大嘗祭の際に清暑堂で行われる神楽に付随する御遊のことで、天皇一代につき一度限りの行事である。後醍醐天皇の代の清暑堂御遊において、綾小路有俊が拍子役を勤める予定であった。しかしながら有俊が御神楽の当日に待賢門内で殺害されたため、「故宰相殿すなわち有俊の弟である有頼に代理の命が下るが、「悲歎」のため勤仕できなかったという記事である。『尊卑分脈』、『増鏡』、『武家年代記』等の記述によると、この事件は御遊の拍子役をめぐる争いが原因で、紙屋河頭香が武士を使って有俊を暗殺したものであり、それにより頭香は流罪されたという。拙稿「文保二年の綾小路有俊殺害事件について」(『創価大学大学院紀要』三二、二〇一〇年)参照。
- ⑪ 『鎌倉遺文』三九、三〇六六五号(竹内理三編、東京堂出版、一九八九年)、及び『宸翰英華』一、二〇四号(帝国学院編、思文閣出版、一九八八年)。
- ⑫ この書状に関しては、『鎌倉遺文』及び『宸翰英華』掲載の解説では、公賢に宛てられた消息と推定されている。小川剛生氏は綾小路家の要請を受けた後伏見院からの働きかけに応じて後醍醐天皇が記したものと推定している(『歌道家の人々と公家政権—『延慶両卿訴陳』をめぐる—』『和歌を歴史から読む』笠間書院、二〇〇二年)。
- ⑬ 豊永聡美『中世の天皇と音楽』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- ⑭ 『尊卑分脈』。
- ⑮ 『公卿補任』など。
- ⑯ 信俊が中納言に任じられたのは正長元年三月三十日であり、同年十一月三日に辞している(『公卿補任』)。翌年六月十八日に信俊は七十五歳で没している。
- ⑰ 歴代天皇の音楽における師弟関係については豊永『中世の天皇と音楽』(前掲前章註5)に詳しい。
- ⑱ 『御遊部類記』貞和四年九月廿七日条、貞治二年三月一日条。
- ⑲ 『御遊部類記』暦応二年二月廿七日条。
- ⑳ 『御遊抄』「御会始」応安三年三月四日条。
- ㉑ 『愚管記』等の史料を参照すると、これらの御遊が実際に行われたのは『御遊部類記』所収の論旨に記載されている日ではなくその数日後であるので、誤記か、あるいは直前になって延期されたのであろう。二月十九日に行われた御会始の所作人は『御遊抄』で、三月二十九日に行われた中殿御会の所作人は『愚管記』『後愚味記』『御遊抄』等でそれぞれ確認できる。